

職員の給与等の支給の基準の変更について

職員の給与等の支給の基準を下記のとおり変更する。

記

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の85」を「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」に改め、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」。に、「同項」を「第26条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の132.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の117.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の132.5」を「100分の125」に「100分の75」を「100分の70」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払とみなす。